

令和7年度版 個人タクシー実務必携

タクシー業務適正化特別措置法施行規則

資料内の色分け

赤色 語群問題の抜き所

青色 ○×問題の関連文章

緑色 令和7年度改定部

○タクシー業務適正化特別措置法施行規則 [抄]

(登録申請書)

第3条 法第5条第2項の申請書の様式は、第2号様式のとおりとする。

3 法第5条第3項の規定により第1項の申請書に添付すべき申請者の写真は、申請前6月以内に撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルの単独、無帽、正面、無背景の顔写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（以下「申請用写真」という。）とする。

10 タクシー業務適正化特別措置法施行規則 0010

(運転者証の様式及び交付)

第11条 運転者証の様式は、第8号様式のとおりとする。

2 法第14条の規定により運転者証の交付を申請しようとする者は、第9号様式による運転者証交付申請書に当該登録運転者の申請用写真を添附して地方運輸局長に提出しなければならない。

3 運転者証は、登録運転者ごとに、1枚を限り、交付する。

10 タクシー業務適正化特別措置法施行規則 0020

(運転者証の表示)

第12条 運転者証は、タクシーの前面ガラスの内側に、運転者証の表をタクシーの外部に、裏を内部に向けて、利用者に見易いように表示しなければならない。

10 タクシー業務適正化特別措置法施行規則 0030

(運転者証の再交付)

第14条 法第17条の規定により運転者証の再交付を受けようとする者は、第10号様式による運転者証再交付申請書に当該申請に係る運転者証（当該運転者証を失ったときは、その事実を証する書面）及び当該登録運転者の申請用写真を添附して地方運輸局長に提出しなければならない。

2 タクシー事業者は、運転者証の再交付を受けた後、失なった運転者証を発見したときは、発見した運転者証を直ちに地方運輸局長に返納しなければならない。

10 タクシー業務適正化特別措置法施行規則 0040

(負担金)

第24条 適正化事業実施機関は、法第37条第1項の規定により負担金の額及び徴収方法の認可を受けようとするときは、負担金の額及び徴収方法を記載した申請書に負担金の額の算出基礎を記載した書類を添附して地方運輸局長に提出しなければならない。

- 2 法第 37 条第 4 項の国土交通省令で定める率は、1 万分の 4 とする。
- 3 法第 37 条第 5 項の国土交通省令で定める事由は、天災その他負担金を納付しないことについてのやむを得ない事由とする。

10 タクシー業務適正化特別措置法施行規則 0050

(タクシー乗場及びタクシー乗車禁止地区の指定)

第 27 条 法第 43 条第 4 項の規定により設置する標識は、次の場所に設置しなければならない。

- 一 タクシー乗場を示す標識にあつては、タクシー乗場
- 二 旅客のタクシーへの乗車を禁止する地区及び時間を示す標識にあつては、旅客のタクシーへの乗車を禁止する地区の境界における道路の路端その他の必要な地点

2 前項第 1 号の標識の様式は、第 11 号様式のとおりとし、同項第 2 号の標識の様式は、第 12 号様式のとおりとする。

10 タクシー業務適正化特別措置法施行規則 0060

(タクシー等に関する届出)

第 28 条 法第 44 条の国土交通省令で定める事項は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）による自動車登録番号、タクシー又はハイヤーの別、車名及び所属営業所の名称とする。

10 タクシー業務適正化特別措置法施行規則 0070

(タクシーである旨の表示等)

第 29 条 法第 45 条第 1 項の国土交通省令で定める表示事項は、次の各号に掲げるものとし、別表の例により表示するものとする。

- 一 タクシー（次号に掲げるものを除く。）にあつては、「タクシー」又は「TAXI」
- 二 個人タクシー事業者（当該許可を受ける個人のみが自動車を運転することにより当該事業を行なうべき旨の条件の附された一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者をいう。以下同じ。）のタクシーにあつては、「個人」及び「タクシー」又は「TAXI」

2 法第 45 条第 1 項の国土交通省令で定める装置は、次の各号に掲げる事項を表示した表示灯とし、別表の例により装着するものとする。

- 一 タクシー（次号に掲げるものを除く。）にあつては、「タクシー」、「TAXI」、タクシー事業者の名称若しくは記号又はタクシー事業者が所属する団体の名称若しくは記号
- 二 個人タクシー事業者のタクシーにあつては「個人」
- 三 地方運輸局長が指示するタクシーにあつては、その指示する事項

10 タクシー業務適正化特別措置法施行規則 0080

(事業者乗務証の様式及び交付)

第 30 条 事業者乗務証の様式は、第 13 号様式のとおりとする。

2 事業者乗務証の交付を申請しようとする者は、第 14 号様式による事業者乗務証交付申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

3 前項の申請をする場合には、事業者乗務証及び当該タクシー事業者の申請用写真を添付し、かつ、訂正を受けようとする記載事項が運転免許証又は道路交通法第 95 条の 2 第 2 項第 1 項に規定する免許情報記録の有効期限に係るものであるときは、その運転免許証その他の法第 5 条第 2 項第 3 号に掲げる事項を証するに足りる資料を提示しなければならない。

10 タクシー業務適正化特別措置法施行規則 0090

(事業者乗務証の記載事項の訂正)

第 31 条 タクシー事業者は、交付を受けている事業者乗務証の記載事項に変更があったときは、直ちにその訂正を受けなければならない。

2 事業者乗務証の記載事項の訂正を受けようとする者は、第 15 号様式による事業者乗務証訂正申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

3 前項の申請をする場合には、事業者乗務証及び当該タクシー事業者の申請用写真を添付し、かつ、訂正を受けようとする記載事項が運転免許証又は道路交通法第 95 条の 2 第 2 項第 1 項に規定する免許情報記録の有効期限に係るものであるときは、その運転免許証その他の法第 5 条第 2 項第 3 号に掲げる事項を証するに足りる資料を提示しなければならない。

10 タクシー業務適正化特別措置法施行規則 0100

(事業者乗務証の返納)

第 32 条 タクシー事業者は、タクシー事業を行なわないこととなったときは、直ちに事業者乗務証を地方運輸局長に返納しなければならない。

10 タクシー業務適正化特別措置法施行規則 0110

(事業者乗務証の再交付)

第 33 条 タクシー事業者は、事業者乗務証をよごし、損じ、又は失ったときは、その再交付を受けることができる。

2 事業者乗務証の再交付を受けようとする者は、第 15 号様式による事業者乗務証再交付申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

3 前項の申請をする場合には、当該申請に係る事業者乗務証(当該事業者乗務証を失ったときは、その事実を証する書面)及び当該タクシー事業者の申請用写真を添付し、かつ、その者が受けている第二種運転免許に係る運転免許証その他の法第 5 条第 2 項第 3 号に掲げ

る事項を証するに足りる資料を提示しなければならない。

10 タクシー業務適正化特別措置法施行規則 0120

(事業者乗務証の譲渡等の禁止)

第 34 条 タクシー事業者は、事業者乗務証を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

10 タクシー業務適正化特別措置法施行規則 0130

(登録実施機関が事業者乗務証の交付を行う場合における規定の適用)

第 36 条 登録実施機関が事業者乗務証の交付を行う場合における第 30 条第 2 項、第 31 条第 2 項、第 32 条及び第 33 条第 2 項並びに前条において準用する第 14 条第 2 項の規定の適用については、これらの規定中「地方運輸局長」とあるのは、「登録実施機関」とする。

10 タクシー業務適正化特別措置法施行規則 0140